

平成15年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民事訴訟法]

Xは「Yに対する100万円の貸金債権の内30万円の支払いを求める」旨を明らかにして訴えを提起した。

(1) 30万円の全額を認容する判決がなされ、確定した後、Xはあらためて残り70万円の支払いを求めて訴えを提起することができるか。

【25点】

(2) 貸金債権は不成立であるとの理由により請求の全部を棄却する判決がなされ、確定した後、Xはあらためて残り70万円の支払いを求めて訴えを提起することができるか。

【25点】

論点[民事訴訟法]

(1) 明示一部請求の認容判決確定後の残額請求の可否を問う。

一部請求における訴訟物および既判力の範囲

明示の有無による区別

(2) 明示一部請求の棄却判決確定後の残額請求の可否を問う。

既判力の範囲

信義則による後訴遮断の可能性